

災害調査復命書等の分析等に係る確認書

基安安発 1216 第 2 号
基安労発 1216 第 2 号
基安化発 1216 第 2 号
安衛研発第 11216001 号
平成 28 年 12 月 16 日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長

独立行政法人労働者健康安全機構

労働安全衛生総合研究所 所長

厚生労働省及び独立行政法人労働者健康安全機構は、標記について、別紙のとおり確認する。

災害調査復命書等の分析等に係る確認書

1 趣旨

本確認書は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課、労働衛生課及び化学物質対策課（以下「3課」という。）が、災害分析等のため災害調査復命書又は労働者死傷病報告（以下「災調復命書等」という。）を独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）に提供することについて、役割分担、手続き等を定めるものである。

なお、上記の提供は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条の規定に基づき、提供を受ける独立行政法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときは、保有個人情報を提供することができることとなっていることに基づいており、また、提供に当たっては、厚生労働省情報セキュリティポリシー等に従うものである。

2 役割分担

- (1) 災調復命書等に係る研究所と厚生労働省との連絡調整は、安全課が窓口となって行うものとする。
- (2) 3課は、災調復命書等の災害分析の仕様を研究所と協議の上、定める。
- (3) 3課は、保有する災調復命書等を必要に応じて研究所に送付する。
- (4) 研究所は、送付された災調復命書等を労働者健康安全機構法人文書管理規則に基づき管理し、上記(2)の仕様に基づき分析するとともに、提供された災調復命書等に係る個人情報について、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる。
- (5) 3課のうち必要を認めた課は、研究所に対して上記(4)により研究所が保管している災調復命書等の返還又は写しの送付を求めることができる。
- (6) 研究所は、上記(4)により保管する災調復命書等を独立行政法人労働者健康安全機構法第12条に規定する業務のために使用することができる。
- (7) 研究所は、災調復命書等の分析及び保管に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は上記(6)の目的以外に用いてはならない。

3 手続き

- (1) 3課は、必要を認めた場合に災調復命書等を研究所に送付するものとし、その際は、郵便書留その他これと同等以上の確実な方法により送付するものとする。

- (2) 研究所は、上記(1)の災調復命書等を受理したときは、遅滞なく送付元の課に受理した旨連絡するものとする。
- (3) 研究所は、原則として毎年1月末までに前年に3課から送付された災調復命書等に係るデータベース及び災害分析表を安全課に送付するものとする。ただし、別に定める場合はこの限りでない。

4 その他

- (1) 研究所は、災調復命書等のデータを活用して研究を行おうとするときは、事前にその旨を3課に連絡しなければならない。
- (2) 研究所は、災調復命書等のデータに基づく研究成果等を公表しようとするときは、事前に3課と協議し、その承諾を得なければならない。
- (3) 研究所は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、研究所に対して災調復命書等の開示、訂正又は利用停止の請求があった場合は、送付元の課と協議の上、事案の移送等必要な措置を採るものとする。
- (4) 本確認書の適用以前から研究所が保管している災調復命書等についても、本確認書の規定を適用するものとする。
- (5) 本確認書に規定されていない事項や本確認書の取扱いに関し疑義が生じた場合は、3課及び研究所が協議の上、定めるものとする。
- (6) 本確認書は、平成28年12月16日から適用する。